

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年3月26日（令和6年（行情）諮問第286号）

答申日：令和7年9月12日（令和7年度（行情）答申第331号）

事件名：「人事院への交流採用の実施に関する計画の変更申請について」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年12月5日付け厚生労働省発人1205第15号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

- （1）本件では、「人事院規則21-0（国と民間企業との間の人事交流）44条の規定に基づく人事院への交流採用の実施に関する計画の変更申請について」と題する文書の記載が、特定の個人を識別するものであり、法5条1号、2号イ及び6号ニ（以下、第2において「法5条1号等」という。）に該当するとして、その一部が不開示（以下、第2において「本件不開示部分」という。）となっている。
- （2）もっとも、本件においては、法5条1号等に該当しない情報についても不開示となっている。

ア まず、各省庁で実施されている「官民交流」の内容については、人事院において公表されている。そのため、本件対象文書において記載されている、株式会社Wと厚生労働省との官民交流については、①採用部署が「大臣官房総務課分かりやすい広報指導室総括コミュニケーション専門官」、「大臣官房総務課分かりやすい広報指導室長」、②職務内容が「一般に向けて発出する文書を分かりやすく修正する業務、その他、厚生労働省の情報発信を分かりやすく、正確に伝わるものに

すること等に関する企画立案及び支援業務」、「分かりやすい広報指導室で行っている業務の総括」であることは明らかになっている。

それにもかかわらず、本件対象文書においては、開示されている箇所についても不開示となっており（３頁の「官職」、「職務内容」等）、この点は速やかに開示されなくてはならない。

イ 次に、本件不開示部分には、具体的に、どの不開示部分が、法５条１号等のいずれに該当するのか不明な場合もあり、本件不開示部分と該当条文の対象が不明確である。

また、特に以下の箇所については、法５条１号等に該当するとは考えられない。

- ・ ３頁の「４ 任期の更新及び官職の変更を必要とする理由」、
７頁の「選考基準及び選考結果の概要」については、これが開示されたところで、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」とは考えられない。

ウ したがって、本件における不開示部分の全てが法５条１号等に該当するとは考えられず、本件不開示決定は、過度に広範に及ぶものであって、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」との法の趣旨を没却するものであり許されない。

本件では、インカメラ審理を行い、本件不開示部分が、法５条１号等に該当するか否かを客観的な観点から検討すべきである。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 本件審査請求の経緯

- （１）審査請求人は、開示請求者として、令和５年７月３１日付け（同年８月２日受付）で、処分庁に対して、法３条の規定に基づき、別紙の１に掲げる文書の開示請求を行った。
- （２）これに対して、処分庁が、本件開示請求に係る行政文書のうち、本件対象文書について、令和５年１２月５日付け厚生労働省発人１２０５第１５号により一部開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同月２４日付け（同月２７日受付）で本件審査請求を提起したものである。

２ 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

３ 理由

（１）本件対象文書の特定について

本件開示請求は、別紙の１に掲げる文書の開示を求めるものであり、大臣官房人事課において探索を行ったところ、「人事院規則２１－０（国と民間企業との間の人事交流）４４条の規定に基づく人事院への交

流採用の実施に関する計画の変更申請について」が認められたため、これを本件開示請求に係る行政文書のうちの一部として特定した。

ア 人事院規則 21-0（国と民間企業との間の人事交流）44条の規定に基づく人事院への交流採用の実施に関する計画の変更申請について

株式会社Xからの交流採用職員について、官職の変更と任期を延長することについて、制度所管庁である人事院との協議のために作成されたものである。

当該文書は、①起案用紙、②計画変更申出書、③取決め書の一部改正、④当初計画認定通知、⑤当初計画申請書・取決め書、⑥人事記録、⑦任期の更新の同意書、⑧関係法令のほか、人事院より認定の公文と押印済の取決め書で構成されている。

（2）原処分における不開示部分について

ア 人事院規則 21-0（国と民間企業との間の人事交流）44条の規定に基づく人事院への交流採用の実施に関する計画の変更申請について

原処分においては、①起案用紙のうち内線番号については法5条6号柱書き、②計画変更申出書～⑦任期の更新の同意書、人事院からの公文と押印済の取決め書のうち交流採用者の氏名、生年月日、年齢、現在の地位、現在の業務内容、官職、職務内容、人事記録、官民交流法2条4項1号又は2号のいずれかに該当するかの別、派遣元企業の担当者氏名については法5条1号、交流採用者の印影、署名については法5条1号及び4号、派遣元企業の法人印影、連絡先、厚労省と所属企業との契約・履行、処分等の有無、所属企業の業務に係る刑事事件に係る起訴又は不利益処分の有無については法5条2号イ、選考基準及び選考結果の概要、変更理由、更新を必要とする必要性については法5条6号ニに基づき、不開示としている。

（3）不開示情報該当性について

ア ②計画変更申出書、⑤当初計画申請書及び人事院より認定の公文（「官職」及び「職務内容」）

②計画変更申出書、⑤当初計画申請書及び人事院より認定の公文のうち、「官職」及び「職務内容」については、一般に公務員の職務遂行に係る情報である場合はその職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示すべきであるが、官民人事交流の対象となる職員（以下「当該職員」という。）個人が識別される情報は、それを公にすることで当該職員の民間企業における前職を特定することとなり、当該情報は職務遂行に係らない個人情報である。

厚生労働省本省の職員名及び職名は一般に販売されている「ガイド

ブック厚生労働省」（発行：厚生行政出版会）に掲載されていることも併せて鑑みると、請求対象文書における当該職員の名前及び職名を公にすることで当該職員の民間企業における前職を特定できるため、当該情報は法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため不開示とすることが妥当である。

イ ②計画変更申出書及び⑤当初計画申請書（「任期の更新及び官職の変更を必要とする理由」及び「選考結果の概要」）

②計画変更申出書のうち「任期の更新及び官職の変更を必要とする理由」及び⑤当初計画申請書のうち「選考基準及び選考結果の概要」については、それぞれ厚生労働省の交流採用者に臨まれる職務と官民交流採用の選考基準について記載がされている。

これらは、厚生労働省が行う事務に関する情報であって、具体的な手法や当該職員の面接結果等が記載されており、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号ニに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で種々主張するが、本件対象文書の不開示情報該当性については、上記(3)で述べたとおりであるため、その主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| ① | 令和6年3月26日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月15日 | 審議 |
| ④ | 令和7年8月26日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年9月8日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めているところ、諮問

庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書のうち不開示部分が存在する文書は、別表の1欄に掲げるとおりである。また、不開示部分及びその不開示理由は、別表の2欄に掲げるとおりである。

(1) 法5条1号該当性

ア 通番7及び通番12の不開示部分について

当該部分には、官民人事交流の制度に基づいて平成30年3月から厚生労働省に採用される交流採用予定者の個人に関する情報が記載されており、その氏名も記載されていることから、全体が法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(ア) 開示すべき部分

- a 各省大臣等の任命権者は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「官民人事交流法」という。）23条1項により、毎年、人事院に対し、人事交流の制度の運用状況を報告しなければならないとされており、同条2項により、人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、同項1号ないし4号に規定される事項を報告しなければならないとされている。

上記の規定を受け、人事院は、毎年、「官民人事交流に関する年次報告」（以下「年次報告」という。）を作成し、国会及び内閣に報告するとともに、人事院のウェブサイトに掲載している。

- b 当審査会事務局職員をして年次報告を確認させたところ、平成30年の年次報告において、通番7及び通番12の別表の4欄に掲げる部分（官民人事交流法2条4項1号又は2号のいずれかに該当するかの別、現在の地位（官民人事交流法2条4項2号の場合、当該交流採用後に就く地位）、採用予定官職及び職務内容、交流採用予定者が交流中に配置される交流元の地位）と同じ情報が記載されていると認められる。

このため、これらの部分については、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。

- c したがって、通番7及び通番12の別表の4欄に掲げる部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(イ) その他の部分

通番7及び通番12の不開示部分（別表の4欄に掲げる部分を除く。）には、交流採用予定者の氏名等が記載されている。

「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）では、「各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする」とされているが、当該部分に記載されている交流採用予定者は、上記アのとおり、平成30年3月から厚生労働省に採用される予定の者であり、本件対象文書が作成された時点ではいまだ国家公務員ではないため、上記連絡会議申合せの適用はない。また、その他に、当該部分に記載された交流採用予定者に関する情報について、公表慣行があると判断すべき事情は認められない。このため、交流採用予定者の氏名について、法5条1号ただし書イに該当すると認めるべき事情は見当たらない。

また、交流採用予定者の氏名が、法5条1号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情は見当たらない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、個人識別部分である氏名を除くその余の不開示部分は、交流採用予定者の生年月日、年齢等の情報が具体的に記載されており、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められない。このため、氏名を除くその余の不開示部分について、同項に基づく部分開示をすることはできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 通番2、通番3、通番5、通番6、通番14ないし通番16及び通番18の不開示部分

当該部分には、官民人事交流制度に基づいて厚生労働省に勤務している交流採用職員（1人）の任期更新、官職変更、職務内容の変更等に関する情報が記載されており、交流採用職員の氏名（署名を含む。）も記載されていることから、全体が法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

（ア）開示すべき部分

- a 当審査会事務局職員をして年次報告を確認させたところ、平成30年ないし令和3年の年次報告において、通番2、通番3、通番15及び通番18の別表の4欄に掲げる部分（変更前の官職及び職務内容、変更後の官職及び職務内容、所属等）とほぼ同じ情報が記載されていると認められる（単年度の年次報告からは明らかにならず、前後の年次報告を比較することによって明らかにな

る場合を含む。）。このため、これらの部分については、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、通番2、通番3、通番15及び通番18の別表の4欄に掲げる部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(イ) その他の部分

- a 通番2、通番3、通番5、通番6、通番14（①に限る。）ないし通番16及び通番18の不開示部分（別表の4欄に掲げる部分を除く。）には、交流採用職員の氏名（署名を含む。）が記載されているところ、本件が交流元企業を特定した上での開示請求であることから、当該職員の氏名を公にすると、交流元企業名と結びついた公表慣行のない情報が明らかとなるため、当該部分について公表慣行があると判断することはできない。また、当該部分が法5条1号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も見当たらない。さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項の適用の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である（なお、通番15の②の不開示部分については、同条4号該当性の判断をするまでもない。）。

- b 通番14は交流採用職員の人事記録であるところ、氏名を除いたその他の不開示部分（通番14の②の不開示部分）について、法5条1号ただし書イないしハに該当すると認めるべき事情は見当たらない。次に、法6条2項の部分開示について検討すると、氏名を除いたその他の不開示部分には、給与等の、通常、他人に知られたくないと解される情報が記載されているので、氏名を除いたその他の不開示部分について、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないことから、部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 通番10の不開示部分

当該部分には、交流元企業における交流採用予定者以外の事務担当者の氏名が記載されているので、法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該部分が、法5条1号ただし書イないしハに該当すると認めるべき事情は見当たらない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、当該部分は個人

識別部分であることから、同項の適用の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条2号イ号該当性

ア 通番8の不開示部分

当該部分には、交流採用予定者が在籍する交流元企業に関する情報（以下のi）ないしv））が記載されている。

(ア) 開示すべき部分

通番8の別表の4欄に掲げる部分は、iii)「交流採用実施予定日前5年以内において交流採用予定機関と所属企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容」、iv)「交流採用予定機関の所属企業に対する処分等に関する事務の所掌の有無及びその内容」及びv)「交流採用実施予定日前5年以内における交流採用予定機関と所属企業との間の契約関係の有無及びその内容」であるところ、当該部分には、秘匿されるべき機微な情報は記載されておらず、その内容を公にしても、当該交流元企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、通番8の別表の4欄に掲げる部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(イ) その他の部分

通番8の不開示部分（別表の4欄に掲げる部分を除く。）は、i)「業務に係る刑事事件に関し起訴を受けたことの有無及びその内容」及びii)「不利益処分（行政手続法2条4号に規定するもののうち人事院の定めるもの）を受けたことの有無及びその内容」であるところ、当該部分については、設問項目の性質上、当該項目に対する記載の有無を明らかにすること自体によって、交流元企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 通番11の不開示部分

当該部分には、交流元企業の電話番号が記載されている。当審査会事務局職員をして確認させたところ、交流元企業は原処分の時点では既にオフィスに移転していることが認められ、当該電話番号は旧オフィスの電話番号と解される。当該部分を公にすることによって、いたずらに誤解等を生じさせるおそれがあり、適当ではない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 通番 13 及び通番 17 の不開示部分

当該部分には、交流元企業の法人印が記載されている。当該印影は、文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、それにふさわしい形状をしているものと認められる。

このため、これを公にすると、当該交流元企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 2 号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 法 5 条 6 号柱書き該当性

通番 1 の不開示部分には、本件の「人事院規則 21-0（国と民間企業との間の人事交流）44 条の規定に基づく人事院への交流採用の実施に関する計画の変更申請について」との決裁を起案した大臣官房人事課評価第 2 係の内線番号が記載されている。

当審査会事務局職員をして厚生行政出版会発行の「ガイドブック厚生労働省」を確認させたところ、当該内線番号は「ガイドブック厚生労働省」に掲載されていることが認められる。

諮問庁は、理由説明書（上記第 3 の 3（3）ア）において、厚生労働省本省の職員名及び職名は「ガイドブック厚生労働省」に掲載されて一般に販売されている旨説明しており、このことからすれば、当該ガイドブックに掲載されている内線番号についても、特段、秘匿の取扱いとはしていないことがうかがわれる。

したがって、当該部分を公にしても、厚生労働省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、法 5 条 6 号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(4) 法 5 条 6 号ニ該当性

ア 通番 4 の不開示部分

当該部分には、交流採用職員の任期を更新し、官職を変更する必要性について、当該職員の過去の業績、能力・人物評価等も踏まえた具体的かつ機微な事情が記載されている。このため、これを公にすることによって、厚生労働省の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 6 号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 通番 9 の不開示部分

当該部分には、厚生労働省として本件の交流採用予定者を採用するに至った選考結果（理由）が具体的に記載されており、これを公にすることによって、厚生労働省の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びニに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号ニに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 開示請求書の記載内容

株式会社W、株式会社X、株式会社Y、株式会社Z（以下、併せて「W等」という。）、それぞれの企業において、厚生労働省への人材派遣を行った実績・期間、W等による人材派遣の際の決裁文書、人材派遣を行ったプロジェクト・案件、その他W等による厚生労働省への人材派遣の詳細がわかる文書一式。（添付文書の「委託を行う合理的理由 A」の「行政の展開する広報活動に関するナレッジや経験値が高く、実際に厚生労働省への人材派遣の実績を有する」に関する文書です。）

2 本件対象文書

「人事院規則 2 1 - 0（国と民間企業との間の人事交流） 4 4 条の規定に基づく人事院への交流採用の実施に関する計画の変更申請について」と題する決裁文書一式

別表

1 文書等			2 不開示部分		3	4 左記
番号	文書名	頁	該当部分	法5条各号該当性	通番	2欄のうち開示すべき部分
1	人事院規則 21-0第 44条の規定に基づく 人事院への 交流採用の 実施に関する計画の 変更申請についてに係る 起案用紙 (令和2年 12月)	1、2	内線番号	6号柱書き	1	全て
			交流採用職員の氏名、 変更前官職及び変更後 官職	1号	2	変更前官 職及び変 更後官職
2	交流採用計画変更申出書	3、4	交流採用職員の氏名、 変更前の官職及び職務 内容、変更後の官職及 び職務内容	1号	3	変更前の 官職及び 職務内 容、変更 後の官職 及び職務 内容
			任期の更新及び官職の 変更を必要とする理由	6号ニ	4	――
3	交流採用に関する取決 め書の一部 改正(案)	5	交流採用職員の氏名	1号	5	――
4	交流採用計画の認定に ついて(通知)	6	交流採用職員の氏名	1号	6	――

5	人事院規則 21-0第 42条の規 定に基づく 交流採用の 実施に關す る計画の認 定に係る申 請書	7、 8、 9	官民人事交流法2条4 項1号又は2号のいず れに該当するかの別、 交流採用予定者の氏 名・生年月日・年齢、 現在の地位（官民人事 交流法2条4項2号の 場合、当該交流採用後 に就く地位）、現在の 業務内容、採用予定官 職、職務内容	1号	7	官民人事 交流法2 条4項1 号又は2 号のいず れに該当 するかの 別、現在 の地位 （官民人 事交流法 2条4項 2号の場 合、当該 交流採用 後に就く 地位）、 採用予定 官職、職 務内容
			交流採用実施予定日前 5年以内において交流 採用予定機関と所属企 業との間の契約の締結 又は履行に關する事務 に従事したことの有無 及びその内容、交流採 用予定機関の所属企業 に対する処分等に關す る事務の所掌の有無及 びその内容、交流採用 実施予定日前5年以内 における交流採用予定 機関と所属企業との間 の契約関係の有無及び その内容、業務に係る 刑事事件に關し起訴を	2号イ	8	交流採用 実施予定 日前5年 以内にお いて交流 採用予定 機関と所 属企業と の間の契 約の締結 又は履行 に關する 事務に従 事したこ との有無 及びその 内容、交

			受けたことの有無及びその内容、不利益処分（行政手続法２条４号に規定するもののうち人事院の定めるもの）を受けたことの有無及びその内容			流採用予定機関の所属企業に対する処分等に関する事務の所掌の有無及びその内容、交流採用実施予定日前５年以内における交流採用予定機関と所属企業との間の契約関係の有無及びその内容
			選考基準及び選考結果の概要	６号ニ	９	――
			交流元担当者氏名	１号	１０	――
			交流元企業の電話番号	２号イ	１１	――
６	交流採用に関する取決め書	１０、 １１、 １２	交流採用予定者の氏名、交流採用予定者が交流中に配置される交流元の地位	１号	１２	交流採用予定者が交流中に配置される交流元の地位
			法人印	２号イ	１３	――
７	人事記録	１３	①交流採用職員の氏名 ②表題（上記①を除く。）以外の部分	１号	１４	――

8	任期の更新の同意書	1 4	①所属 ②交流採用職員の署名	1 号 4 号 注 4	1 5	所属
9	交流採用に関する取決め書の一部改正	1 7	交流採用職員の氏名	1 号	1 6	——
			法人印	2 号イ	1 7	——
1 0	交流採用の実施に関する計画の変更について（通知）	1 8、 1 9	交流採用職員の氏名、 変更前の官職及び職務 内容、変更後の官職及 び職務内容	1 号	1 8	変更前の 官職及び 職 務 内 容、変更 後の官職 及び職務 内容

（注）1 本表は、原処分決定通知書、理由説明書等を元に、当審査会事務局において整理した。

2 頁番号は、当審査会事務局において付番したものである。

3 不開示部分を含まない文書については、本表への掲載を省略した。

4 諮問庁の説明によれば、通番 1 5 のうち法 5 条 4 号に該当するのは②の不開示部分のみである。